

職業能力の開発

職業能力開発促進法の目的、基本理念

【目的】

職業能力開発促進法は、

- ①職業訓練及び職業能力検定の内容の充実強化並びにその実施の円滑化のための施策、
- ②労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するための施策等

を総合的かつ計画的に講ずることにより職業能力の開発及び向上を促進し、もって職業の安定と労働者の地位の向上を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

【基本理念】

- 労働者の職業生活設計に配慮しつつ、その職業生活の全期間を通じて段階的かつ体系的に行われること。
- 労働者の自発的な職業能力の開発及び向上の促進は、労働者の職業生活設計に即して、教育訓練等の機会の確保、実務の経験や職業能力の適正な評価がなされることによって図られるべきこと。

【関係者の責務】

この法律は、関係者の責務を次のように定めている。

- 事業主は、必要な職業訓練を行うとともに、労働者が自ら職業に関する教育訓練等を受ける機会を確保するために必要な援助その他その労働者が職業生活設計に即して自発的な職業能力の開発及び向上を図ることを容易にするために必要な援助を行うこと等によりその雇用する労働者に係る職業能力の開発・向上の促進に努めなければならない。
- 国・都道府県は、事業主の職業訓練の振興・内容の充実、労働者が自ら職業に関する教育訓練等を受ける機会を確保するために事業主の行う援助その他労働者が職業設計に即して自発的な職業能力の開発及び向上を図ることを容易にするために事業主の講ずる措置等の奨励に努める。
- 国・都道府県は、職業を転換しようとする労働者その他職業能力の開発・向上について特に援助を必要とする者に対する職業訓練の実施、事業主、事業主の団体等により行われる職業訓練の状況等に鑑みて必要とされる職業訓練の実施、労働者が職業生活設計に即して自発的な職業能力の開発及び向上を図ることを容易にするための援助、技能検定の円滑な実施等に努める。

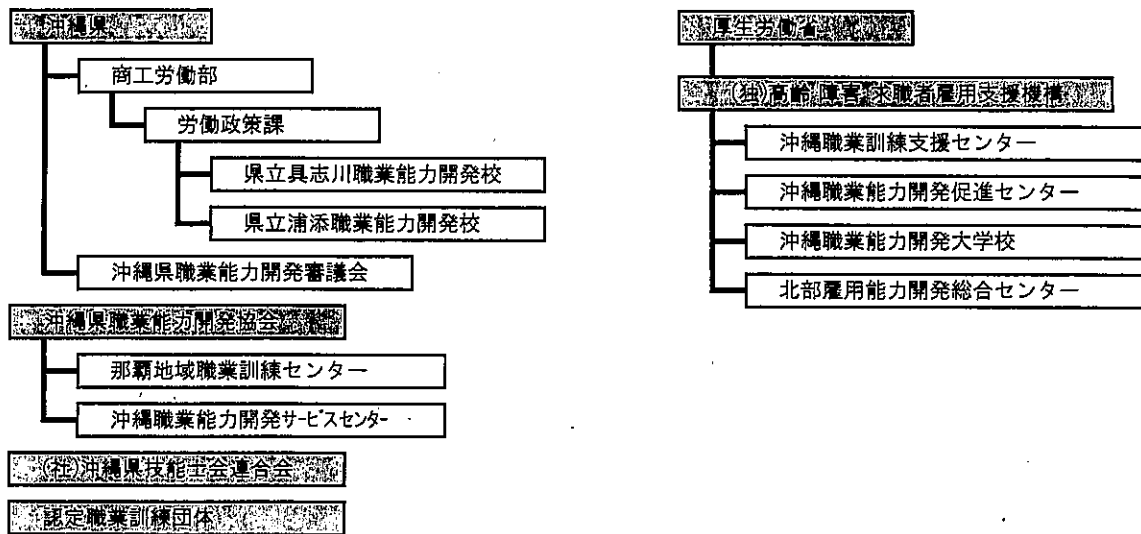
【職業能力開発基本計画、都道府県職業能力開発計画】

厚生労働大臣は、職業能力開発の基本となるべき職業能力開発基本計画を策定し、都道府県は、職業能力開発基本計画に基づいて、都道府県職業能力開発計画を策定するよう務めるものとする(5か年計画)。

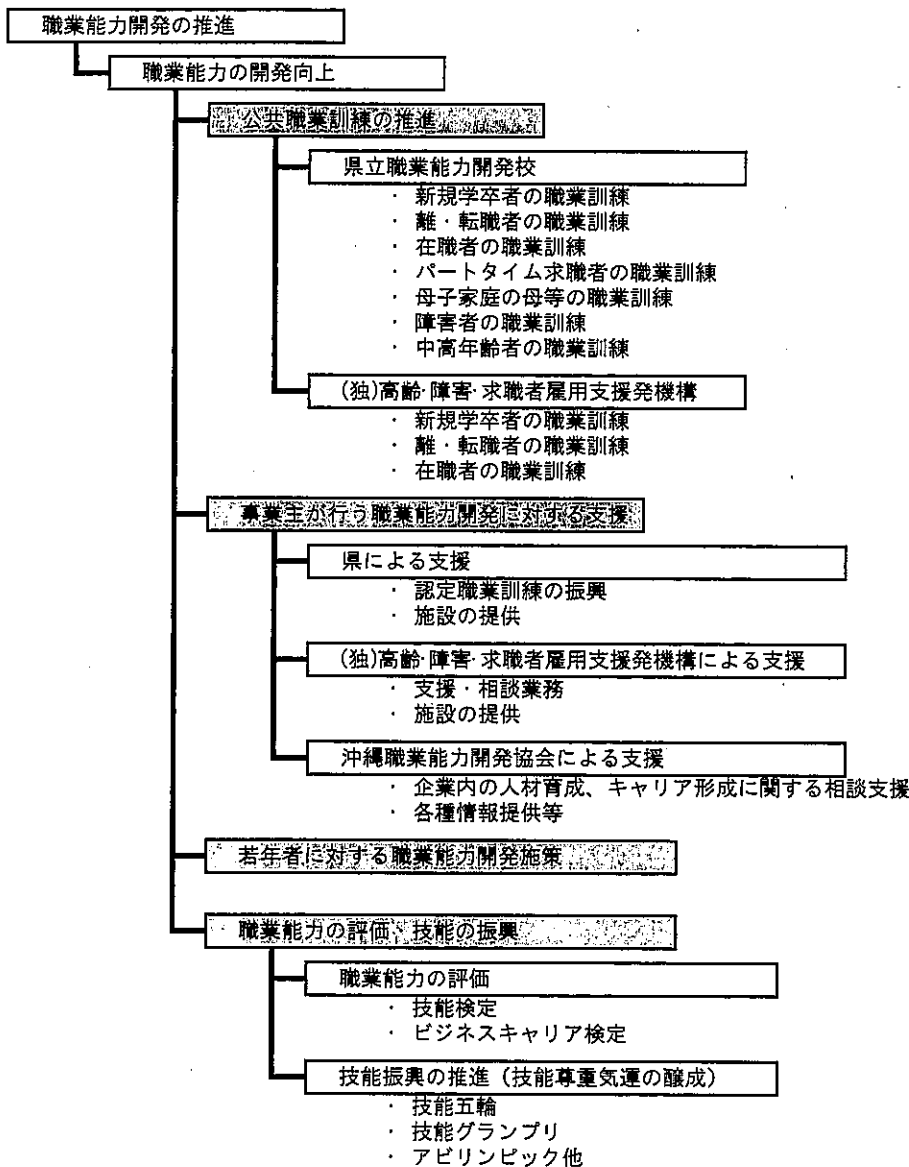
第9次計画・・・H23～27年度

職業能力開発推進の体系(組織・施策)

○組織体系



○施策体系



公共職業訓練（公共職業能力開発施設、職業訓練の種類・基準、職業訓練指導員）

国及び都道府県は、公共職業能力開発施設を設置して施設の区分に応じ職業訓練を行うものとなっている。また、市町村は、職業能力開発校を設置することができることとなっている。

①公共職業能力開発施設

国（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構を含む。）、都道府県及び市町村が職業能力開発促進法に基づき設置する職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び障害者職業能力開発校を総称して、公共職業能力開発施設という。

これらの公共職業能力開発施設においては、公共職業訓練を実施するほか、事業主等が行う職業訓練についての援助、技能検定に関する援助等を行っている。

【公共職業能力開発施設の種類と県内の施設】

| 公共職業能力開発施設 | 設置 | 県内の施設 |
|--|--|--|
| 職業能力開発校 普通職業訓練 (普通課程、短期課程) | 都道府県 ※市町村設置も可 | 県立具志川職業能力開発校 県立浦添職業能力開発校 |
| 職業能力開発促進センター 普通職業訓練(短期課程) 高度職業訓練(専門短期課程) | 国 ((独)高齢・障害・求職者 雇用支援機構を含む) ※都道府県設置も可 | (独)高齢・障害・求職者雇用 支援機構 沖縄職業能力開発促進センター (ポリテクセンター沖縄) |
| 職業能力開発短期大学校 普通職業訓練(短期課程) 高度職業訓練 (専門課程・専門短期課程) | 国 ((独)高齢・障害・求職者 雇用支援機構を含む) ※都道府県設置も可 | — |
| 職業能力開発大学校 高度職業訓練 (専門課程・専門短期課程) (応用課程・応用短期課程) | 国 ((独)高齢・障害・求職者 雇用支援機構を含む) ※都道府県設置も可 | (独)高齢・障害・求職者雇用 支援機構 沖縄職業能力開発大学校 (沖縄ポリテクカレッジ) |
| 障害者職業能力開発校 障害の態様に応じた職業訓練 | 国 ※国が設置し都道府県又は (独)高齢・障害・求職者雇 用支援機構に運営を委託 ※都道府県設置も可 | — |

入校資格等

【県立職業能力開発校】

《普通課程》高校卒業程度の学力を有する者(入校試験あり)

《短期課程》ハローワークに求職申込みをし、職業安定所長から受講指示又は受講推薦を受けた者(入校試験あり)
(新規中卒者(見込者を含む)の応募可能)

※入校手続き、その他については近くの職業安定所、又は職業能力開発校へ問い合わせのこと。

【沖縄職業能力開発促進センター(ポリテクセンター沖縄)】

《短期課程》ハローワークに求職申込みをし、職業安定所長から受講指示又は受講推薦を受けた者(入校試験あり)

※入校手続き、その他については近くの職業安定所、又はポリテクセンターへ問い合わせのこと。

【沖縄職業能力開発大学校(沖縄ポリテクカレッジ)】

《専門課程》高校卒業程度の学力を有する者(入校試験あり)

《応用課程》専門課程を修了した者(修了見込の者を含む)又はこれと同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると認められる者(進学試験あり)

※入校手続き、その他については近くの職業安定所、又は大学校へ問い合わせのこと。

入校時にかかる経費等

【受講料】

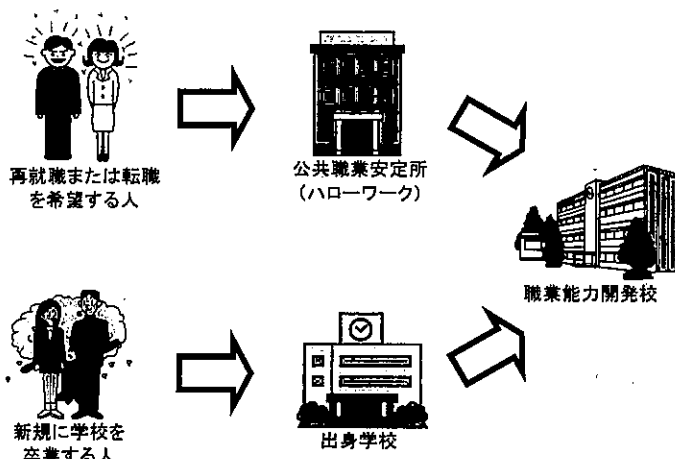
- ・県立職業能力開発校……………無料
- ・沖縄職業能力開発促進センター……………無料
- ・沖縄職業能力開発大学校……………授業料 年額 390,000 円(平成 25 年 4 月現在)
入校料 (専門課程) 169,200 円(//)
(応用課程) 112,800 円(//)

※必要な機械工具類は貸与されるが、手持工具は自己負担。
※交通費は学割運賃の適用対象となる。

【寮など宿泊施設】

- ・県立職業能力開発校……………なし
- ・沖縄職業能力開発促進センター……………なし
- ・沖縄職業能力開発大学校……………完備(年額 114,000 円、食事代別)

職業能力開発校に入校するには



②職業訓練の種類・基準

職業訓練には多種多様なものがあるが、職業能力開発促進法では、労働者の受講機会の確保について、特に国、都道府県、事業主等によって配慮されるべき訓練として普通職業訓練、高度職業訓練を掲げるとともに、厚生労働省令及び沖縄県条例等でこれらの職業訓練に係る訓練課程、訓練期間及び訓練時間等に関する基準を定めている。

【普通職業訓練】

普通職業訓練は、職業に必要な基礎的な技能(高度の技能を除く。)及び知識を習得させるための訓練であり、普通課程及び短期課程に区分される。

なお、短期課程には、企業における管理又は監督の職務に必要な技能を習得させるための管理監督者コース及び技能検定の合格を目的とした、1級、2級及び単一等級の各技能士コースを含んでいる。

普通職業訓練の基準

| 訓練課程 | 普通課程 | 短期課程 |
|------------|---|---|
| 対象者 | 中学校卒業者、高等学校卒業者等 | 在職労働者、離転職者、中学校卒業者等 |
| 教科の科目 | 多様な技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能・知識を習得させるために適切なもの | 職業に必要な技能(高度のものを除く)・知識を習得させるために適切なもの |
| 訓練の実施方法 | 学科の科目について通信制も可(添削指導及び面接指導) | 学科の科目について通信制も可(添削指導、必要に応じた面接指導)ただし、管理監督者コースを除く |
| 訓練期間 | 中卒2年(場合により2年以上4年以下) 高卒1年(場合により1年以上4年以下) | 6か月以下(場合により1年以下) |
| 訓練時間 | 中卒 2,800 時間以上 高卒 1,400 時間以上 (1年につきおおむね 1,400 時間、場合により 700 時間以上) | 12 時間以上 (管理監督者コースを除く) |
| 設備 | 教科の科目に応じ適切な訓練を行うことができるもの | 教科の科目に応じ適切な訓練を行うことができるもの |
| 訓練生の数 | 1単位につき 50 人以下 | 管理監督者コース 1単位につき7人以上 10 人以下 別表第四に掲げる訓練科 1単位につき 50 人以下 技能士コース 1単位につき 10 人以上 50 人以下 (通信制の場合は 30 人以下) |
| 職業訓練指導員 | 訓練生の数に応じた適切な数であること。 1単位につき 3 人(1単位の訓練生が 30 人を超える場合は 4 人) | 管理監督者コース 監督者訓練員等特別な訓練を受けたものであること 技能士コース 当該訓練科の教科の科目について詳細で実務に即した知識を有し、その内容についての的確に指導できる者であること |
| 試験 | 学科及び実技に区分し1年1回以上 (最終の回は技能照査で代え得る。)普通学科は省略も可 | 訓練の修了時に行う |
| 公共職業能力開発施設 | 職業能力開発校 | 職業能力開発校 職業能力開発促進センター 職業能力開発短期大学校 |

| | | |
|--|--|--------------------------|
| | | 職業能力開発大学校 職業能力開発総合大学校 |
|--|--|--------------------------|

【高度職業訓練】

職業に必要な高度の技能及び知識を習得させるための訓練であり、専門課程、専門短期課程、応用課程、応用短期課程に区分される。

高度職業訓練の基準

| 訓練課程 | 専門課程 | 専門短期課程 | 応用課程 | 応用短期課程 |
|------------|---|---|--|---|
| 対象者 | 高等学校卒業者等 | 在職労働者等 | 専門課程の高度職業訓練修了者等 | 在職労働者等 |
| 教科の科目 | 高度な技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能・知識を習得させるために適切なもの | 職業に必要な高度の技能・知識を習得させるために適切なもの | 職業に必要な高度で専門的かつ応用的な技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能・知識を習得させるために適切なもの | 職業に必要な高度で専門的かつ応用的な技能・知識を習得させるために適切なもの |
| 訓練の実施方法 | | 学科については通信制も可 (添削指導、必要に応じ面接指導) | | |
| 訓練期間 | 2年 (場合により1年以下の延長可) | 6ヶ月以下 (場合により1年以下) | 2年 (場合により2年以下の延長可) | 1年以下 |
| 訓練時間 | 2,800時間以上 (1年につきおおむね1,400時間) | 12時間以上 | 2,800時間以上 (1年につきおおむね1,400時間) | 60時間以上 |
| 設備 | 教科の科目に応じ適切な訓練を行うことができるもの | 教科の科目に応じ適切な訓練を行うことができるもの | 教科の科目に応じ適切な訓練を行うことができるもの | 教科の科目に応じ適切な訓練を行うことができるもの |
| 訓練生の数 | 1単位につき40人以下 | 同左 | 1単位につき40人以下 | |
| 職業訓練指導員 | 訓練生の数に応じた適切な数であること | 高度の技能・知識を有し、教育訓練に関し適切に指導できる能力を有する者であること | 訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数であること | 高度の技能・知識を有し、教育訓練に関し適切に指導できる能力を有する者であること |
| 試験 | 教科の科目ごとに1年1回以上 普通学科は省略も可 | | 教科の科目ごとに1年1回以上 普通学科は省略も可 | |
| 公共職業能力開発施設 | 職業能力開発短期大学校 職業能力開発大学校 職業能力開発総合大学校 | 職業能力開発短期大学校 職業能力開発大学校 職業能力開発促進センター 職業能力開発総合大学校 | 職業能力開発大学校 職業能力開発総合大学校 | 職業能力開発大学校 職業能力開発総合大学校 |

【委託訓練】

職業を転換しようとする労働者等に対して迅速・効果的な職業訓練を実施するため必要があるときは、専修学校等職業能力の開発・向上について適切と認められる他の施設により行われる教育訓練を委託訓練として受けさせることによって行うことができるとされている。

【参考】

緊急委託訓練事業、障害者能力開発事業

離転職者、母子家庭の母、障がい者等の早期就職を支援するため、民間教育訓練機関や社会福祉法人、企業等のノウハウを活用した職業訓練(委託訓練)を実施している。

求人開拓・無料職業紹介事業

県立職業能力開発校において、職業安定法第33条の2第1項に基づき、訓練生に対して無料職業紹介事業を行うとともに、求人開拓嘱託員を配置し就職相談、求人開拓を行っている。

【目的】

- ① 訓練生の資質・能力に応じた就職の促進を容易にする。
- ② 求人開拓等事業主との接触を通して、事業主の職業訓練ニーズを直接把握し、社会のニーズに対応した職業訓練の推進を図る。

【対象者】

県立職業能力開発校の修了予定者及び修了後1年以内の修了生

【業務内容】

- ① 求人申込みの受理
- ② 就職相談指導の実施(就職紹介、あっせんを含む)
- ③ 求人開拓の実施
- ④ 就職後のアフターケアの実施
- ⑤ 職業能力開発校の訓練内容等の周知

③職業訓練指導員

広く職業訓練を担当する指導員を職業訓練指導員と称するが、職業能力開発促進法では、準則訓練(公共職業訓練及び認定職業訓練を準則訓練と総称する。)のうち普通課程及び短期課程の普通職業訓練における職業訓練指導員は、原則として都道府県知事の免許を受けたものでなければならないとされている。

職業訓練指導員免許は、省令で定める123職種ごとに行うことになっており、昭和47年度から平成25年度までに沖縄県において免許の交付を受けた者は、92職種、のべ4,562名となっている。

【職業訓練指導員免許】

職業訓練指導員免許は、次のいずれかに該当する者に対し申請に基づき交付することになっている。

- ア 職業能力開発総合大学校における指導員訓練のうち、長期養成課程、短期養成課程及び職種転換課程(平成25年度以前における長期課程又は専門課程)を修了した者
※短期養成課程については、能力審査に合格した者に限る。
- イ 都道府県知事が行う職業訓練指導員試験に合格した者
- ウ ア及びイと同等以上の能力を有すると認められる者

(職業訓練指導員免許資格要件)

| 根拠・内容 | | 実務経験 |
|---------------------|---|------|
| 職業能力開発促進法第28条第3項 | | |
| 1号 | 指導員訓練のうち、長期養成課程、短期養成課程及び職種転換課程(平成25年度以前における長期課程及び専門課程)修了者※短期養成課程については、能力審査に合格した者に限る。 | 0 |
| 2号 | 職業訓練指導員試験合格者 | — |
| 3号 | 施行規則第39条 | |
| 1号 | 1級の技能検定又は等級に区分しないで行う技能検定(単一等級の技能検定)に合格した者で、厚生労働大臣が指定する講習※を修了した者 | 0 |
| 2号 | 免許職種に関する学科を修めた者で、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉又は福祉実習の高等学校教員普通免許状(教育職員免許法第4条第1項)を有する者 | 0 |
| 3号 | 旧法の職業訓練指導員訓練で長期又は短期訓練の課程を修了した者 | 0 |
| 4号 | 旧法の職業訓練指導員試験に合格した者 | 0 |
| 規則附則第9条 | | |
| 1号 | 大学(短期大学は除く。)において免許職種に関する学科を修めて卒業した者で実務経験年数に達したのち、厚生労働大臣が指定する講習※を修了した者(以下、各号に該当する者についても厚生労働大臣が指定する講習※の修了者とする。) | 2 |
| 2号 | 短期大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者 | 4 |
| 2号の2 | 免許職種に相当する応用課程の高度職業訓練に係る訓練科に関し技能照査に合格した者 | 1 |
| 2号の3 | 免許職種に相当する専門課程の高度職業訓練に係る訓練科に関し技能照査に合格した者 | 3 |
| 昭和44年告示第38号(平成5年改正) | | |
| 1号 | 専門課程の高度職業訓練修了者 | 4 |
| 1号の2 | 普通課程の普通職業訓練において、技能照査に合格した者 | 6 |
| 1号の3 | 普通課程の普通職業訓練修了者 | 7 |
| 2号 | 短期課程の普通職業訓練修了者(700時間以上) | 10 |
| 3号 | 専修訓練課程の普通職業訓練修了者(昭和53年改正規則附則第2条第1項) | 10 |
| 4号 | 外国の大学(短大は除く)において、免許職種に関する学科を修めた者 | 2 |
| 5号 | 旧法の認定職業訓練(3年)又は改正前の労働基準法の認可を受けて行われた技能者養成を修了した者 | 7 |
| 6号 | 高等学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者 | 7 |
| 7号 | 旧法の職業訓練(2年及び3,600時間)又は旧法の認定職業訓練(2年)を修了した者 | 8 |
| 8号 | 旧法の職業訓練(1年及び1,800時間)又は旧法の公共職業補導所(1年及び1,824時間)を修了した者 | 10 |
| 9号 | 旧法改正前の失業保険法で規定された施設で行われた職業訓練(1年及び1,824時間)を修了した者 | 10 |
| 10号 | 改正省令前の都道府県が設置する施設で、家事サービス職業訓練を担当している者 | 0 |
| 11号 | 特別高等訓練課程の養成訓練において技能照査に合格した者(昭和53年改正規則による改正前の規則第1条) | 3 |
| 11号の2 | 特別高等訓練課程の養成訓練修了者 | 4 |
| 11号の3 | 高等訓練課程の養成訓練において技能照査に合格した者 | 6 |
| 12号 | 高等訓練課程の養成訓練修了者(旧訓練法規則第1条) | 7 |
| 13号 | 専修訓練課程の養成訓練修了者() | 10 |
| 14号 | 職業能力開発局長が前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認める者 | 15 |

(備考)「旧法」:廃止前の職業訓練法(昭和33年法律第135号)

「旧訓練法規則」:53年改正規則による改正前の職業訓練法施行規則(昭和44年労働省令第24号)

※厚生労働大臣が指定する講習(職業訓練指導員(48時間)講習)

職業訓練指導員として必要な指導方法について、その能力を付与するために職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)の規定に基づき実施するもので、一定の受講要件がある。

訓練生に対する援護措置、認定職業訓練

認定職業訓練

認定職業訓練とは、事業主等がその雇用する労働者等に対して行う職業訓練のうち、職業能力開発促進法に定める基準に従って行われる職業訓練であり、事業主等の申請により各都道府県知事が認定を行う。法に定める一定の基準を満たす訓練を認定することにより、職業訓練の質的水準を確保し、体系的かつ合理的な職業訓練が実施されることを目的としている。本県では、以下の団体が認定を受け訓練を実施している。

- ・沖縄県板硝子事業協同組合
- ・北部電気工事業協同組合
- ・沖縄県職業能力開発協会
- ・SOJ アカデミー運営協会

認定の要件(主なもの)

- ◎認定を受けることができるものであるか
事業主、事業主の団体又は連合団体、職業能力開発協会、営利を目的としない法人など
- ◎認定の対象となる職業訓練であるか
事業主等がその雇用する労働者等に対して行う職業訓練であり、各訓練基準に該当するもの。
- ◎職業訓練を的確に実施する能力を有すると認められるか
 - ・職業訓練の永続性があるか
 - ・事業主の場合は総数5人以上、団体の場合は1訓練科につき5人以上の訓練生がいるか
 - ・業務又は事業の1つとして、職業訓練についての明確な定めが定款等にあるか など

【認定職業訓練助成事業費補助金】

認定職業訓練のうち、一定の要件を満たすものについては、運営費等の助成が行われている。

助成の対象となる訓練

中小企業事業主等が行う認定職業訓練であること。
訓練生総数の2/3以上が当該中小企業事業主等の雇用労働者等であること。

主な助成対象経費

講師及び教務職員の謝金、手当等に要する経費
機械器具等の設備に要する経費
建物の借上及び維持に要する経費
教科書その他教材に要する経費
修了証書作成その他管理運営に要する経費 など

助成額

次の①、②のうち、いずれか低い額
①対象となる経費の2/3
②訓練生数×単位数(訓練時間により異なる)×基準額(訓練内容により異なる)

事業名 技能向上普及対策事業費

1. 予算措置状況 平成26年度 37,492千円 (平成25年度 36,561千円)
事業期間：S47～

2. 事業の概要

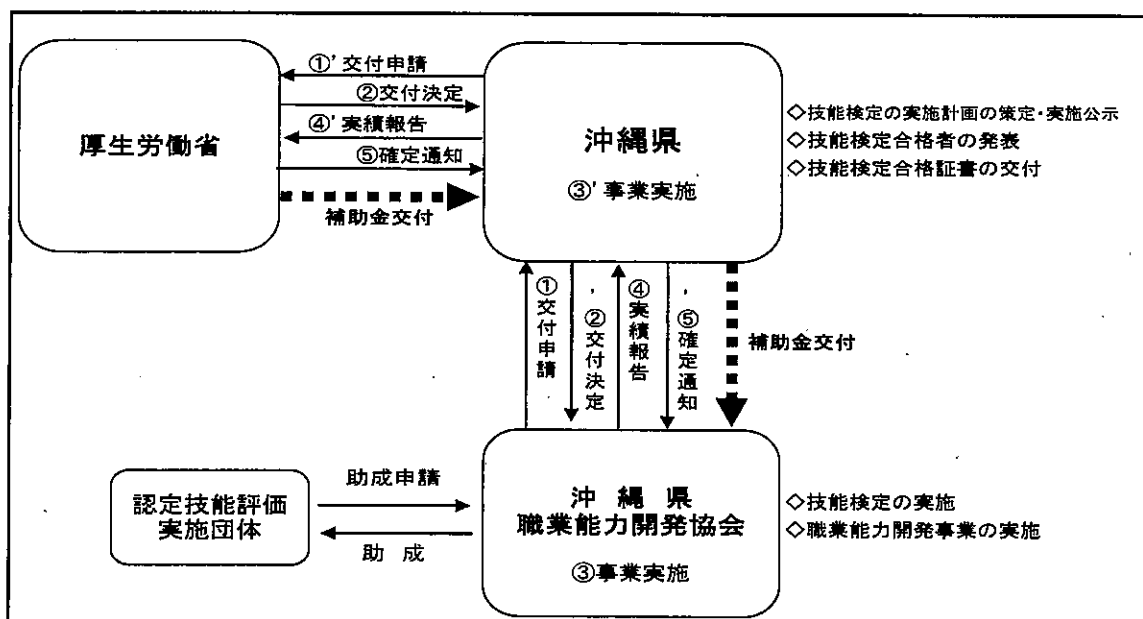
(1) 目的

技能検定制度の実施普及や職業能力開発の促進を図ることにより、技能水準の向上を推進するとともに、県民一般に対し技能尊重の気運を高め、技能労働者の社会的地位の向上及び本県の産業発展に寄与することを目的とする。

(2) 事業の内容

- ・技能検定制度の実施普及や職業能力開発促進事業
- ・沖縄県職業能力開発協会に対する補助金及び技能評価助成補助金の交付

〈事業スキーム〉



- ① 予算区分：補助金・直接実施
- ② 補助対象：沖縄県職業能力開発協会
- ③ 補助率：県事務費（定額）、職業能力開発協会費（1/2）

(3) 期待される事業効果

技能検定制度の普及促進等により、技能労働者の社会的評価の向上を図るとともに、各種技能競技大会、優れた技能者の表彰等を支援することにより、技能者の人材育成、技能尊重気運の醸成等を図ることができる。

3. 事業実績

| 項目 | 年度 | 過去3年間 | | | 開始年度からの累計 |
|-------------|----|--------|--------|--------|-----------|
| | | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | |
| 技能検定受験者数(人) | | 1,709 | 1,750 | 1,933 | 52,118 |
| 補助金交付額(千円) | | 44,052 | 44,070 | 34,142 | 1,488,227 |
| 技能検定合格者数(人) | | 877 | 922 | 1,024 | 21,045 |

平成25年度目標値：技能検定受験者数 1,700人、技能検定合格者数 850人

4. 事業目標

平成26年度目標

○技能検定受検者数：1,800人

○技能検定合格者数：900人

5. 関係法令、条例、規則等

雇用保険法、職業能力開発促進法、技能向上対策費補助金交付要綱

沖縄県職業能力開発費補助金交付要綱

【職業能力評価制度、技能向上の取り組み】

①職業能力評価制度

○技能検定

技能検定は、労働者の有する技能を一定の基準によって検定し、これを公証する職業能力開発促進法に基づく国家検定制度である。技能労働者の社会的、経済的地位の向上を図ることを目的として実施され、各職場において確かな技能の証として活用されている。

本県では昭和47年に初めて4職種で実施し、平成25年度は47職種を実施した。

(1) 試験の概要

試験は毎年2回（前期・後期）、実技試験と学科試験に分けて実施される。

各等級区分及び試験の程度は次のとおりである。

| | |
|------|---------------------------------------|
| 特級 | 検定職種ごとの管理者又は監督者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度 |
| 1級 | 検定職種ごとの上級の技能労働者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度 |
| 単一等級 | 検定職種ごとの上級の技能労働者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度 |
| 2級 | 検定職種ごとの中級の技能労働者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度 |
| 3級 | 検定職種ごとの初級の技能労働者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度 |

(2) 合格者

技能検定に合格すると、厚生労働大臣名または知事名の合格証書が交付され、「技能士」の称号が与えられる。また、技能検定合格者には、他の国家試験の受験や資格取得に際して特典が認められる場合がある。

合格者に付与される資格

職業能力開発促進法、建設業法、労働安全衛生法、作業環境測定法その他に関する各種資格等
～一級技能士現場常駐制度～

各府省庁が行う官庁営繕工事（原則全ての工事に適用）に使用する「公共建築工事標準仕様書」において、特記仕様で指定する工事作業（工事ごとに適用する職種を定めるもの）の現場に、その作業に係る1級又は単一等級技能士1名以上を常駐させ、自ら作業をするとともに、他の技能者に対し作業指導を行い、施工品質の向上を図る。

※沖縄県においても同様の制度を設けている。

②技能向上の取組

国及び県では、優れた技能を持った人々の社会的地位が向上し、若年者が技能者を目指す「技能が尊重される社会の形成」を推進するため、各種表彰、技能競技大会の開催、技能後継者育成支援等の技能振興施策を講じている。

【卓越した技能者（現代の名工）表彰】

卓越した技能者を表彰することにより、広く社会一般の技能尊重の気風を浸透させ、技能者の地位及び技能水準の向上を図ることを目的として、厚生労働大臣が行う表彰制度。(約150人/年)
○平成25年度沖縄県内受賞者…なし

【沖縄県優秀技能者等表彰】

県内の優秀な技能者及び職業能力開発行政に貢献した者を表彰することにより、広く社会一般に技能尊重の気運を高めること等を目的とし、沖縄県知事が行う表彰制度。
○平成25年度受賞者 表彰状（極めて優秀な技能を有し、他の模範と認められる者）…8名
賞状（全国技能競技大会等で入賞した者）……………1名
感謝状（本県の職業能力開発行政に貢献した者）……………4名

【技能五輪全国大会】

青年技能者の技能レベルの日本一を競う技能競技大会であって、次代を担う青年技能者に努力目標を与えるとともに、大会開催地域の若年者に優れた技能を身近に触れる機会を提供することを目的として開催される。
第51回大会は平成25年11月に千葉県で開催され、40職種に1,127名の選手が参加して行われた。

【全国障害者技能競技大会（アピリンピック）】

障害者が技能労働者として社会に参加する自信と誇りを持つことができるよう、その職業能力の向上を図るとともに、広く障害者に対する社会の理解と認識を深め、その雇用の促進を図ることを目的として開催される。
第34回大会は平成25年11月に千葉県で開催され、24職種に318名の選手が参加して行われた。

【技能グランプリ】

技能士が日頃から研鑽を積んだ技能を競うことにより、その技能の一層の向上と社会的地位の向上を図るとともに、技能尊重気運の醸成に資することを目的として開催される。(隔年開催)

【沖縄県技能評価認定制度】

沖縄県に特有な職業技能の継承・発展を促進し、当該技能を有する労働者の雇用の安定及び関連産業の活性化を図るため、事業主又は事業主の団体が行う技能評価に対し県知事が認定するもの。

- 認定団体 沖縄県琉球赤瓦漆喰施工協同組合
- 認定を受けた技能評価 琉球赤瓦施工（瓦葺き作業、漆喰塗り作業）

事業名 浦添・具志川職業能力開発校運営費

1. 予算措置状況

浦添職業能力開発校運営費

平成26年度 53,678千円 (平成25年度 53,740千円)

具志川職業能力開発校運営費

平成26年度 57,351千円 (平成25年度 55,654千円)

2. 事業の概要

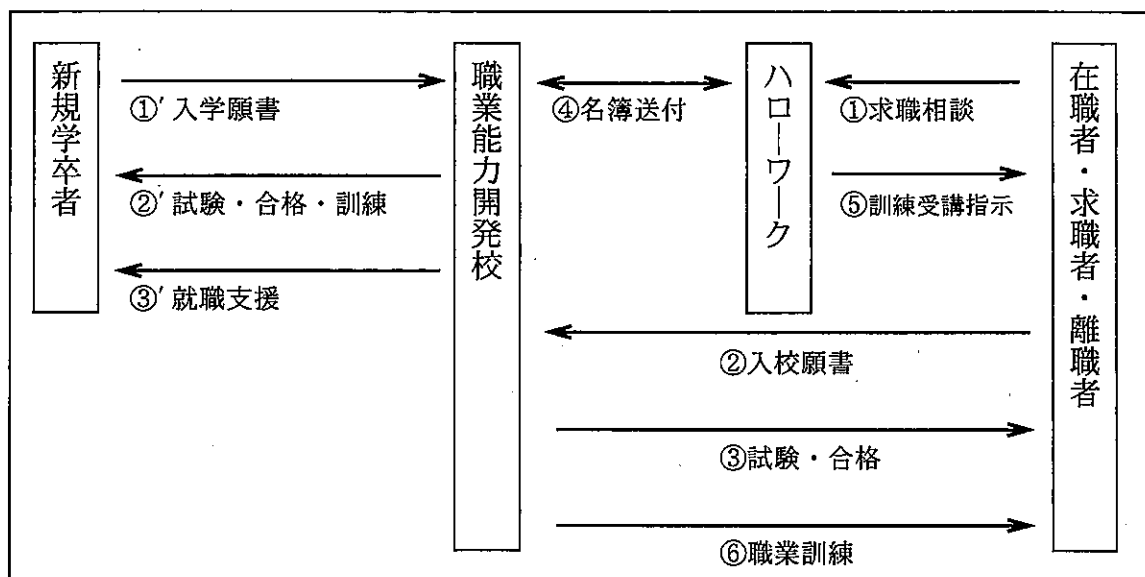
(1) 目的

職業能力開発校において、若年者、離職者及び在職者を対象に職業訓練を実施し、技能労働者の育成を図ることにより、就職を容易にし、職業の安定を図る。

(2) 事業の内容

施設内職業訓練として、新規学卒者訓練、求職者訓練及び在職者訓練を実施する。また、施設外訓練として委託訓練を実施する。

〈事業スキーム〉



① 予算区分：直接実施

② 補助対象（委託先）：-

③ 補助率（委託内容）：-

(3) 期待される事業効果

技能労働者を志す者に対して職業訓練を実施することにより、社会の求める人材として育成し就職に結びつけている。

その効果を平成25年度修了者の就職状況でみると、浦添職業能力開発校で就職率86.0%、具志川職業能力開発校で就職率90.5%となっており、厳しい雇用情勢の中、高い就職率を維持している。

3 事業実績

①浦添職業能力開発校

単位：人、%

| 項目 | 年度 | 過去3年間 | | |
|-------------|----|--------|--------|---------------|
| | | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度（4月末現在） |
| 入校者数（施設内訓練） | | 254 | 229 | 158 |
| 就職者数（施設内訓練） | | 167 | 158 | 98 |
| 就職率（施設内訓練） | | 90.3 | 89.8 | 86.0 |

②具志川職業能力開発校

単位：人、%

| 項目 | 年度 | 過去3年間 | | |
|-------------|----|--------|--------|---------------|
| | | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度（4月末現在） |
| 入校者数（施設内訓練） | | 242 | 223 | 180 |
| 就職者数（施設内訓練） | | 172 | 142 | 124 |
| 就職率（施設内訓練） | | 85.3 | 89.9 | 90.5 |

②合計（浦添校＋具志川校）

単位：人、%

| 項目 | 年度 | 過去3年間 | | |
|-------------|----|--------|--------|---------------|
| | | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度（4月末現在） |
| 入校者数（施設内訓練） | | 496 | 452 | 338 |
| 就職者数（施設内訓練） | | 312 | 300 | 222 |
| 就職率（施設内訓練） | | 87.9 | 89.8 | 88.4 |

4 事業目標

平成26年度目標

職業能力開発校入校者数 395人、新規雇用者数 305人、訓練修了者の就職率：87.2%

5 関係法令、条例、規則等

職業能力開発促進法及び同法施行規則、雇用保険法

沖縄県職業訓練に関する基準等を定める条例及び同条例施行規則

沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則

沖縄21世紀ビジョン
知事の基本政策

Ⅲ-(10)-ウ 職業能力の開発

3-(1)-60 若年者が夢を持てる雇用環境に取り組み、社会や時代のニーズにマッチした職業訓練（ジョブトレーニング）を拡充します

事業名 求人開拓・無料職業紹介事業

1. 予算措置状況 平成26年度 8,320 千円 (平成25年度 8,221千円)

2. 事業の概要

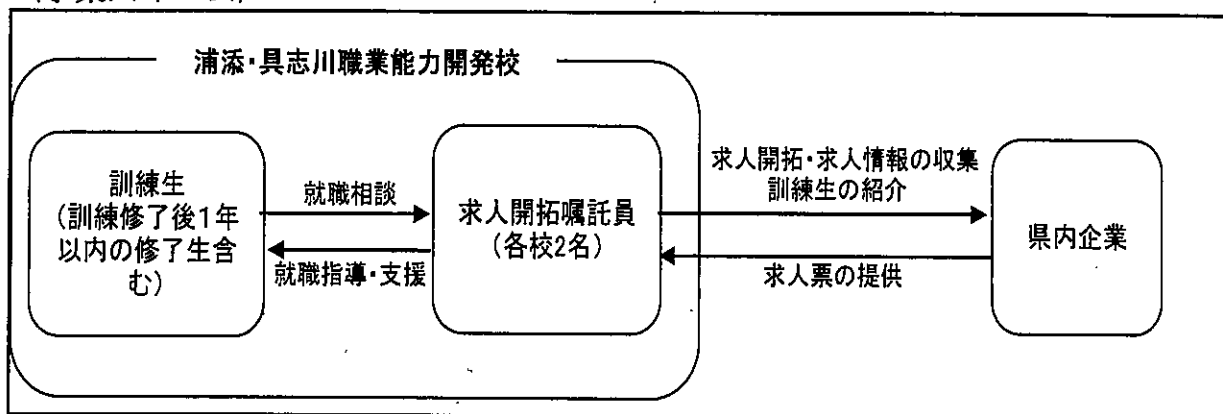
(1) 目的

県立職業能力開発校における訓練生(訓練修了後1年以内の修了生含む)に対して、無料職業紹介を行うとともに求人開拓を行い、訓練生の就職率及び定着率の向上を図る。

(2) 事業の内容

求人開拓嘱託員を各職業能力開発校に各2名を配置し、求人申込みの受理や就職相談・指導の実施、求人開拓、就職後のアフターケアを行い、訓練生の就職率、定着率の向上に努める。

〈事業スキーム〉



- ① 予算区分：直接実施
- ② 委託先：-
- ③ 委託内容：-

(3) 期待される事業効果

求人開拓により、事業主と直接接触することにより、事業主の訓練ニーズを把握でき、職業訓練の推進を図ることができる。

3. 事業実績

| 項目 | 年度 | 過去3年間 | | |
|------------------------|----|--------|--------|---------------|
| | | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度(4月末現在) |
| 県立職業能力開発校の訓練修了者の就職率(%) | | 87.9 | 89.8 | 88.4 |

4. 関係法令、条例、規則等

職業安定法、職業能力開発促進法

事業名 緊急委託訓練事業

1. 予算措置状況 平成26年度 554,788千円 (平成25年度 529,946千円)
 (国庫補助事業 (10/10補助))
 事業期間：H14～

2. 事業の概要

(1) 現況

本県の雇用情勢は他県に比べ依然として厳しいため、就職を希望する離転職者のうち、職業能力の開発を必要とする者に対して職業訓練を行うことにより、早期就職を支援する必要がある。

(2) 事業の内容

離転職者の早期就職に向けた知識・技能を習得させる職業訓練を機動的・効果的に行うため、県内の専修学校や企業など、様々な民間教育訓練機関に委託して職業訓練を実施する。

○平成26年度委託訓練実施予定数 (92コース、定員1,931人)

| | 一般求職者 コース | デュアル システムコース | 母子家庭の 母等コース | 資格取得 コース | 計 |
|------|--------------|-----------------|----------------|-------------|-------|
| コース数 | 78 | 4 | 4 | 6 | 92 |
| 定員数 | 1,707 | 70 | 70 | 84 | 1,931 |

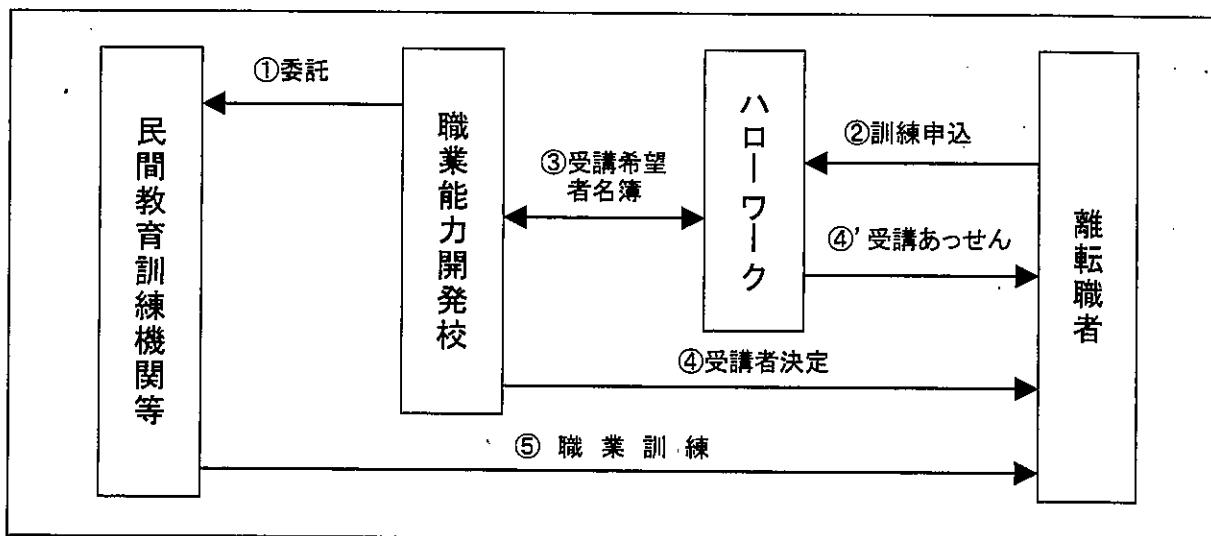
一般求職者コース：就職に必要な知識・技能を付与するもので、座学を主とする訓練。(3～6か月)

デュアルシステムコース：訓練導入講習、座学、企業実習の組み合わせによる訓練。(4か月)

母子家庭の母等コース：長期失業状態にある母子家庭の母や父子家庭の父等を対象とした準備講習付きの訓練。(3か月)

資格取得コース：介護福祉士の国家資格を取得することを目標とした訓練。(2年間)

〈事業スキーム〉



①予算区分：委託料

②委託先：専修学校等各種学校、企業、NPO法人、各種団体等
 (企画公募により選定した機関と訓練コース毎に随意契約)

③委託内容：職業訓練の実施

(3) 期待される事業効果

就職を希望する離転職者へ、企業ニーズに即した機動的・効果的な職業訓練を行うことにより、早期就職を支援することができる。

3. 事業実績

| 項目 | 年度 | 過去3年間 | | |
|----------|----|--------|--------|----------|
| | | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 ※ |
| 受講者数 (人) | | 1,673 | 1,586 | 1,582 |
| 就職者数 (人) | | 1,068 | 1,133 | 613 |
| 就職率 (%) | | 67.3 | 75.7 | 67.1 |

平成25年度目標値：職業訓練受講者数1,592人、新規雇用者数1,071人、委託訓練修了者の就職率67.3%

※就職者数、就職率については、平成25年12月末までの訓練終了時点の数値

4. 事業目標

平成26年度目標

- 職業訓練受講者数 1,593人
- 新規雇用者数 1,133人
- 委託訓練修了者の就職率 71.1%

5. 関係法令、条例、規則等

- 職業能力開発促進法
- 雇用保険法

| | | |
|------------|----------|---|
| 沖縄21世紀ビジョン | Ⅲ-(10)-ウ | 職業能力の開発 |
| 知事の基本政策 | 3-(1)-60 | 若年者が夢を持てる雇用環境に取り組み、社会や時代のニーズにマッチした職業訓練（ジョブトレーニング）を拡充します |

事業名 障害者能力開発事業費

1. 予算措置状況 平成26年度 47,617千円 (平成25年度 44,642千円)
 (国庫補助事業：10/10補助)
 事業期間：H16～

2. 事業の概要

(1) 現況

障害者が地域での自立した生活を可能にするためには、経済的な基盤の確立が不可欠であり、職業訓練等を実施し、早期就職を支援する必要がある。

(2) 事業の内容

障害者の職業能力開発のため、障害者の就労支援のノウハウを有する社会福祉法人や特定非営利活動法人、企業等、様々な民間教育訓練機関に委託して職業訓練を実施する。

○平成26年度障害者委託訓練実施予定数 (15コース、定員121人)

| | 知識・技能習得 訓練コース | デュアルシステム 訓練 | 実践能力習得 訓練コース | 早期訓練 コース | 計 |
|------|------------------|----------------|-----------------|-------------|-----|
| コース数 | 12 | 1 | 2 | 未定 | 15 |
| 定員数 | 91 | 5 | 7 | 18 | 121 |

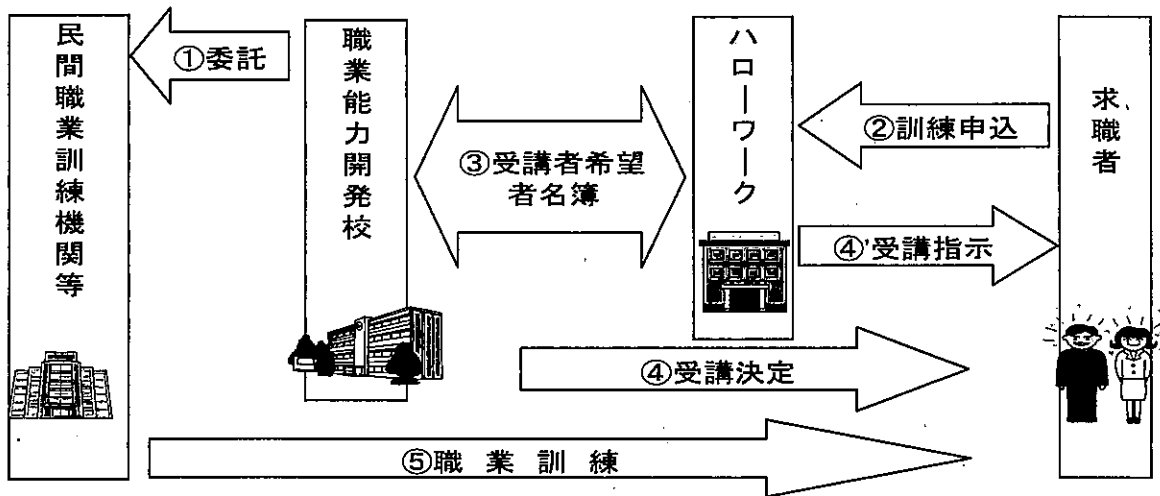
知識・技能習得訓練コース：就職に必要な知識・技能の習得を目的とした、座学を中心とする訓練コース (3か月)

デュアルシステム訓練：知識・技能習得訓練訓練コースに企業実習を組み合わせたコース (4か月)

実践能力習得訓練コース：企業等の事業所現場を活用して行う、企業実習を中心とする訓練コース (3か月)

早期訓練コース：特別支援学校高等部に在籍する3年生を対象して行う、企業実習を中心とする訓練コース (約2週間)

〈事業スキーム〉



①予算区分：委託料

②委託先：社会福祉法人、特定非営利活動法人、企業等
 (企画公募により選定した機関と訓練コース毎に随意契約)

③委託内容：職業訓練の実施

(3) 期待される事業効果

職業訓練の受講により、一般就労に必要な知識・技術を身に付けさせることにより早期就職に結びつくことが期待できる。

3. 事業実績

平成26年4月末現在

| 項目 | 年度 | 過去3年間 | | |
|-----------|----|--------|--------|--------|
| | | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
| 受講者数(人) | | 96 | 103 | 99 |
| 新規雇用者数(人) | | 41 | 39 | 38 |
| 就職率(%) | | 44.6 | 40.6 | 41.3 |

平成25年度目標値： 職業訓練受講者数 96人、新規雇用者数 43人

4. 事業目標

平成26年度目標

○職業訓練受講者数 121人

○新規雇用者数 48人

5. 関係法令、条例、規則等

○職業能力開発促進法

○雇用保険法

○雇用対策法

| | | |
|------------|----------|---|
| 沖縄21世紀ビジョン | Ⅲ-(10)-ウ | 職業能力の開発 |
| 知事の基本政策 | 3-(1)-60 | 若年者が夢を持てる雇用環境に取り組み、社会や時代のニーズにマッチした職業訓練(ジョブトレーニング)を拡充します |

事業名 職業能力開発援護措置事業費

1. 予算措置状況 平成26年度 90,806千円 (平成25年度 90,806千円)

2. 事業の概要

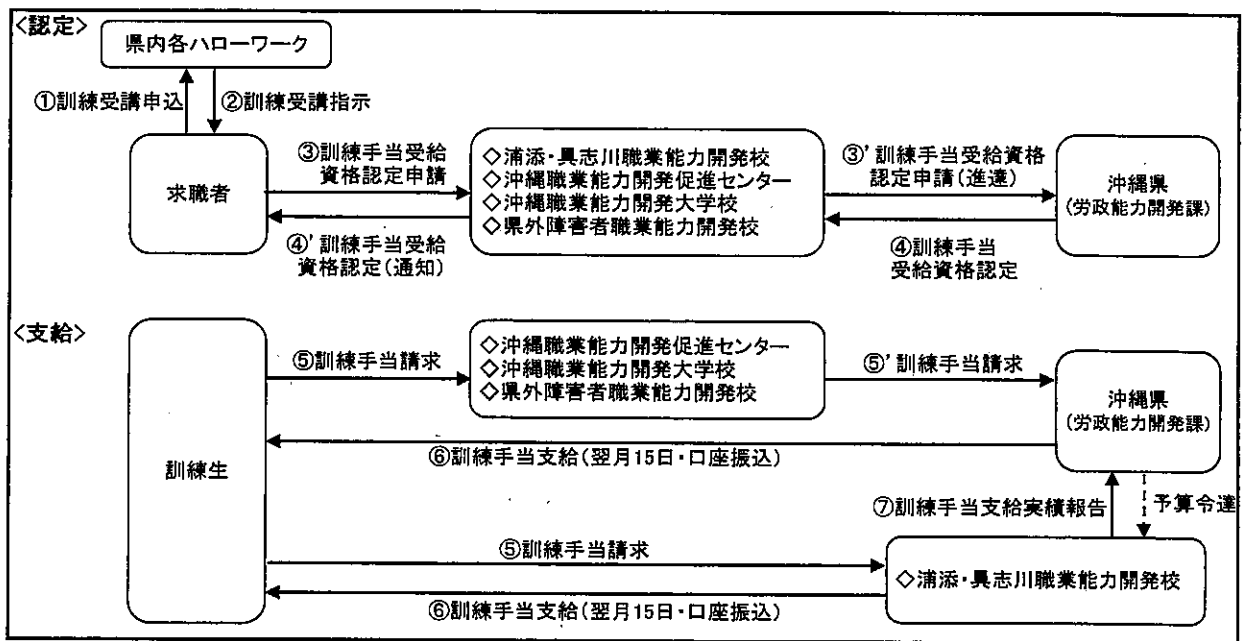
(1) 目的

障害者や母子家庭の母等、就職が特に困難な求職者の知識、技能の習得を容易にするため、訓練手当を支給することによって訓練期間中の経済的負担を軽減し、公共職業訓練の受講と雇用促進を図る。

(2) 事業の内容

各公共職業安定所長の訓練受講指示により、求職者が公共職業能力開発施設を行う職業訓練を受ける場合、沖縄県訓練手当支給規則及び沖縄県公共職業訓練手当支給要領に基づき、訓練手当を支給する。

〈事業スキーム〉



- ① 予算区分：直接実施（報償費）
- ② 手当対象：公共職業安定所長の受講指示を受けた訓練生
- ③ 手当額：手当の種類によって異なる

| 支給対象者 | 訓練手当の種類及び額 | 級地区分 |
|---------------------------|------------------------------|--------------------|
| 1 中高年齢失業者等 求職手帳所持者 | 1 基本手当…日額 1級地 4,310円 | 訓練手当支給要領 別表2による |
| 2 広域就職適格者 | 2級地 3,930円 | 沖縄県の場合 |
| 3 激甚災害地域離職者 | 3級地 3,530円 | |
| 4 災害による内定取消者 | | |
| 5 へき地又は離島の居住者 | 2 技能習得手当 | 1級地 なし |
| 6 45才以上の求職者等 (身体障害者含む) | (1)受講手当…日額500円(限度日数40日) | 2級地 那覇市 |
| 7 知的障害者 | (2)通所手当 | 3級地 那覇市以外の市町村 |
| 8 精神障害者 | ①交通機関等利用者運賃相当額 | |
| 9 母子家庭の母等 | ②自家用車等利用者 10km未満月額 3,690円 | |

| | | |
|----|----------------------|------------------------------|
| 10 | 父子家庭の父 | 10km以上月額 5,850円 |
| 11 | 中国残留邦人等永住帰国者 | (ただし、3級地在住で15km以上 月額8,010円) |
| 12 | 拉致被害者等 | ※限度額…42,500円 |
| 13 | 国際協定の締結等に伴う 漁業離職者 | ※片道2km未満は支給なし |
| 14 | 一般旅客定期航路事業等 離職者 | 3 寄宿手当…月額10,700円 (支給要件あり) |
| 15 | 港湾運送事業離職者 | |
| 16 | 特定不況業種離職者 | |
| 17 | 離農転職者 | |
| 18 | 漁業離職者 | |

(3) 期待される事業効果

訓練手当を支給し経済的負担を軽減することによって、訓練生はより安心して知識・技能の習得に専念することが可能となり、就職に繋がる効果を期待することができる。

3. 事業実績

| 項目 | 年度 | 過去3年間 | | |
|-------------|----|--------|--------|--------|
| | | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
| 支援者数(人) | | 149 | 163 | 166 |
| 訓練手当支給額(千円) | | 73,174 | 71,304 | 77,587 |

平成25年度目標値：支援者数 171人

4. 事業計画

平成26年度計画

○支援者数：171人

5. 関係法令、条例、規則等

雇用対策法、雇用対策法施行令、雇用対策法施行規則、
沖縄県訓練手当支給規則、沖縄県公共職業訓練手当支給要領

【その他国の施策による訓練生に対する援護措置】

①技能者育成資金融資

優れた技能者を育成するための一助として、国は、公共職業能力開発施設が行う訓練（普通職業訓練、又は高度職業訓練）を受ける人で経済的理由により職業訓練を受けることが困難な人に対して、民間の金融機関（全国の労働金庫）を通じて融資を行っている。

《利率》 年3%

《対象者》 普通課程の普通職業訓練（高等学校卒業程度）の受講者
専門・応用課程の高度職業訓練の受講者
長期・研究・応用研究過程の指導員訓練の受講者

《融資額》 受講する訓練の種類、居住形態（自宅・自宅外）に応じて上限額があり、その上限額までの範囲で任意に設定することが出来る。上限額（年あたり）260,000円～1,020,000円

②失業等給付の支給

雇用保険受給資格者で、公共職業安定所の訓練受講指示を受けた訓練生は、訓練期間中も基本手当及び技能習得手当等が支給される。

沖縄21世紀ビジョン Ⅲ-(10)-ウ 職業能力の開発

事業名 職業能力開発校整備事業

1. 予算措置状況

平成26年度 78,483千円 (平成25年度 85,048千円)

2. 事業の概要

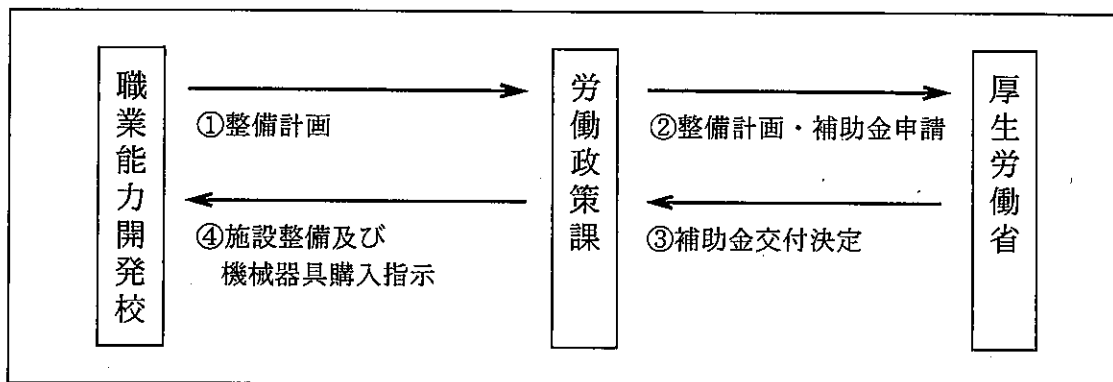
(1) 目的

具志川及び浦添職業能力開発校の施設及び設備整備を行い、訓練内容の向上及び良好な訓練環境を整える。

(2) 事業の内容

職業能力開発校における1件200万円以上の施設の増改築及び設備整備（訓練用機械器具の購入）

〈事業スキーム〉



①予算区分：直接実施

②委託先：-

③委託内容：-

(3) 期待される事業効果

老朽化している職業能力開発校において、計画的に改修工事等を実施するとともに、訓練用機械器具等を国の整備基準に基づくよう整備することにより、訓練内容の向上や良好な訓練環境の整備保全を図ることができる。

3 事業実績

| 項目 | 年度 | 過去3年間 | | |
|---------------|----|--------|--------|--------|
| | | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
| 職業能力開発校整備数(件) | | 2 | 2 | 2 |

4 関係法令、条例、規則等

職業能力開発促進法及び同法施行規則、雇用保険法
 沖縄県職業訓練に関する基準等を定める条例及び同条例施行規則
 沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則

事業名 若年無業者職業基礎訓練事業

1. 予算措置状況 平成26年度 38,776 千円 (平成25年度 37,700千円)
(沖縄振興特別推進交付金：8/10補助)

2. 事業の概要

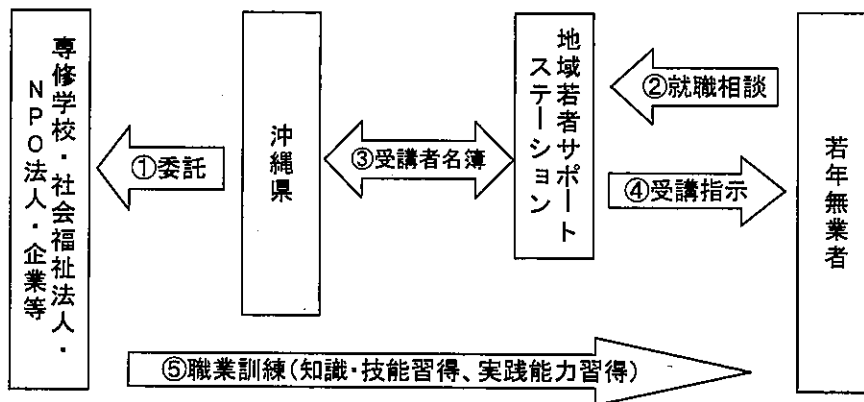
(1) 目的

ニート等の若年無業者で就労支援が必要な者へ、職業的自立を図ることを目的に就労に導くための基礎的な職業訓練を実施し、就労のための技術・技能の習得により、無業者状態からの改善を図る。

(2) 事業の内容

専修学校等の民間教育訓練機関等を活用し、3カ月の基礎的職業訓練を実施する。

〈事業スキーム〉



①予算区分：委託料

②委託先：専修学校、社会福祉法人、特定非営利活動法人、企業等

③委託内容：職業訓練の実施

(3) 期待される事業効果

就労するためのスキルが身につけていないニート等の若年無業者に対して、基礎的な職業訓練により就労のための技術・技能習得させることで、無業者状態からの移行を図る。

3. 事業実績

平成25年度実績 (平成25年度目標値)

○職業訓練受講者数：85人 (85人)

○新規雇用者数：40人 (43人)

4. 事業目標

平成26年度目標

○職業訓練受講者数：85人

○新規雇用者数：43人

沖縄21世紀ビジョン
知事の基本政策

Ⅲ-(10)-イ

若年者の雇用促進

3-(1)-60

若年者が夢を持てる雇用環境に取り組み、社会や時代のニーズにマッチした職業訓練 (ジョブトレーニング) を拡充します

事業名 女性就業事業費

1. 予算措置状況 平成26年度 10,444千円 (平成25年度 10,278千円)

2. 事業の概要

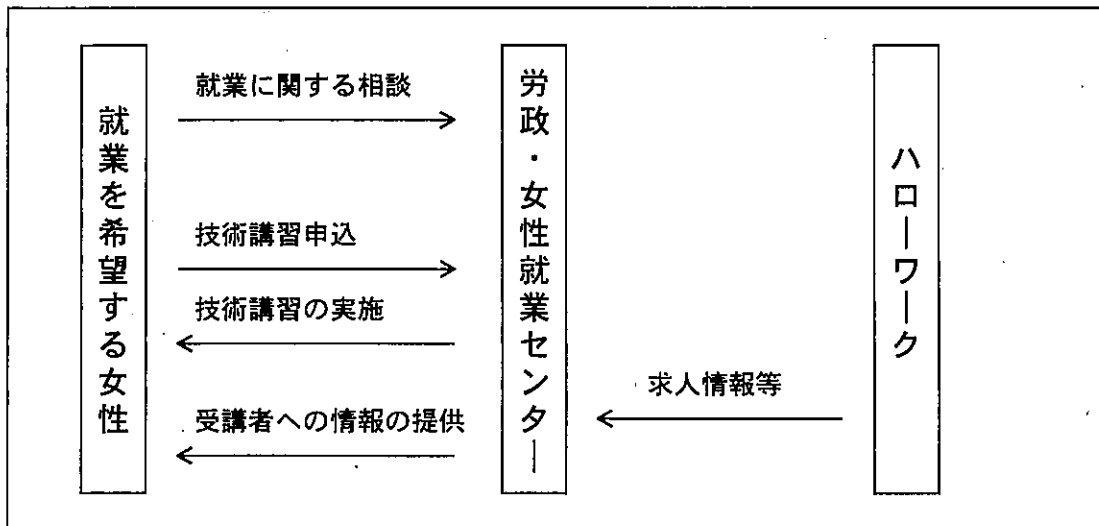
(1) 目的

就業を希望する女性に対して、就業に関する相談や就業に必要な技術等の講習を実施することにより、就業の促進を図る。

(2) 事業の内容

- ・就業相談
- ・技術講習 (5科目、10コース)

〈事業スキーム〉



① 予算区分：直接実施

② 委託先：-

③ 委託内容：-

(3) 期待される事業効果

労政・女性就業センター及び同センター沖縄相談所において、女性の就業に関する広域な相談を受け、相談内容に応じた適切な指導を行うとともに、求職者の実状に応じた職業安定所等の関係機関の紹介や技術講習の受講指導を行う事により、求職を希望する女性に対して、就業機会の拡大と技能取得による就業条件の向上が見込まれる。

また、パンフレットやマスメディアを利用したの情報提供を行う事により、広く県民へ告知し、一人でも多くの方が機会を得る事の期待ができる。

3 事業実績

平成25年度実績 (平成25年度目標値)

○相談件数：2,476件 (2,600件)

○講習受講者数：169人 (180人)

4 事業目標

平成26年度目標

○相談件数：2,500件

○講習受講者数：210人

| | | |
|------------|----------|--------------|
| 沖縄21世紀ビジョン | Ⅲ-(10)-ウ | 職業能力の開発 |
| 知事の基本政策 | 3-(2)-63 | 女性の再就職を支援します |